

議案第56号

向日市道路占用料徴収条例等の一部改正について

向日市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(向日市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 向日市道路占用料徴収条例（昭和52年条例第21号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(督促手数料および延滞金)</p> <p>第5条 法第73条の規定により占用料の督促をした場合においては次の各号による督促手数料および延滞金を徴収する。</p> <p>(1) 督促手数料の額は、督促状1通につき郵便法（昭和22年法律第165号）第67条に規定する定形郵便物の料金とする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(督促手数料および延滞金)</p> <p>第5条 法第73条の規定により占用料の督促をした場合においては次の各号による督促手数料および延滞金を徴収する。</p> <p>(1) 督促手数料の額は、督促状1通につき<u>50円</u>とする。</p> <p>(2) 略</p>

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	金額	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	電柱及びその支柱類	1本につき1年	円 3,400	
	電話柱及びその支柱類		2,000	
	その他の柱類		200	
	線類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	20
		地下電線その他地下に設けるもの		12
	変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	1,900
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,900	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1,700			

	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	4,500
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	3,900
法第32条第1項第2号に掲げる物件	管路	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120
		外径が0.1メートル以上0.2メートル未満のもの		240
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		470
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,200
		外径が1メートル以上のもの		1,900
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	3,900
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけ、その他これらに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,900
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.004$
		階数が2のもの		$A \times 0.006$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.007$
	上空又は地下に設ける通路			2,300
	その他のもの			3,900
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	50
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	500
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下	看板（アーチであるものを除く。以下同じ。）		表示面積1平方メートルにつき1年	4,500
	標識		1本につき1年	3,200
	旗ざお		1本につき1月	500

「令」とい う。) 第7条第 1号に掲げる物 件	幕 (令第7条第3号に掲げる工事用施設であ るものを除く。)		その面積1平方メートル につき1月	500
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5,000
		その他のもの		2,300
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートル につき1年	3,900
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事 用材料			占有面積1平方メートル につき1月	500
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートル につき1月	390
令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設 けるもの		占有面積1平方メートル につき1年	A×0.011
	上空に設けるもの			A×0.017
	地下 (トン ネルの上の 地下を除 く。) に設 けるもの	階数が1のもの		A×0.004
		階数が2のもの		A×0.006
		階数が3以上のもの		A×0.007
	その他のもの			A×0.025
令第7条第9号 に掲げる施設 並びに同条10 号に掲げる施 設及び自動車 駐車場	建築物		占有面積1平方メートル につき1年	A×0.011
	その他のもの			A×0.008
令第7条第11号 に掲げる応急 仮設建築物及 び同条第13号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設 けるもの		占有面積1平方メートル につき1年	A×0.011
	上空に設けるもの			A×0.017

に掲げる施設			
	その他のもの		A×0.025
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	A×0.025
その他の工作物、物件及び施設			市長が定める額

備考

- 1 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者及び通信事業者以外の者が電柱又は電話柱に設置する線をいう。
- 2 「A」とは、近傍類似の土地の時価をいう。
- 3 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
(向日市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第2条 向日市法定外公共物の管理に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正				現 行			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区分		単位	使用料 (円)	区分		単位	使用料 (円)
水道管、ガス管、下水道管、その他これらに類する物件	外径が <u>0.1</u> メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>120</u>	水道管、ガス管、下水道管、その他これらに類する物件	外径が <u>0.4</u> メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>300</u>
	外径が <u>0.1</u> メートル以上 <u>0.2</u> メートル未満のもの		<u>240</u>				
	外径が <u>0.2</u> メートル以上 <u>0.4</u> メートル未満のもの		<u>470</u>				
	外径が <u>0.4</u> メートル以上		<u>1,200</u>				外径が <u>0.4</u> メートル以上

	1メートル未満のもの				1メートル未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの		1,900		外径が1メートル以上のもの		1,200
電柱、電線、支柱その他これらに類する物件	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	3,400	電柱、電線、支柱その他これらに類する物件	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	2,200
	電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		2,000		電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		800
その他	略			その他	略		
	工所用足場	面積1平方メートルにつき1月	500		工所用足場	面積1平方メートルにつき1月	400
	略				略		

(向日市公共下水道条例の一部改正)

第3条 向日市公共下水道条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(占用料)</p> <p>第22条 <u> </u>前条第1項の許可を受けた者は、<u>管理者に占用料を納めなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の占用料については、向日市法定外公共物の管理に関する条例（平成17年条例第2号）別表の規定を準用する。この場合において、「下水道管」とあるのは「排水管」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項で準用する占用料の額の算定にあたっては、向日市道路占用料徴収条例（昭和52年条例第21号）第3条の規定を準用する。</u></p> <p>4 略</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p>	<p>(占用料)</p> <p>第22条 <u>管理者は、前条第1項の許可を受けた者から、別表に定める占用料を徴収する。</u></p> <p>略</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p>

第24条 占用料の督促をした場合は、次に掲げる督促手数料及び延滞金を徴収する。

(1) 督促手数料の額は、督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第165号)第67条に規定する定形郵便物の料金とする。

(2) 略

第24条 占用料の督促をした場合は、次に掲げる督促手数料及び延滞金を徴収する。

(1) 督促手数料の額は、督促状1通につき50円

_____とする。

(2) 略

別表(第20条関係)

	区分	単位	占用料(円)
水道管、ガス管、排水管、その他これらに類する物件	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	300
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		800
	外径が1メートル以上のもの		1,200
電柱、電線、支柱その他これらに類する物件	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	2,200
	電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		800
その他	通路橋	面積1平方メートルにつき1年	500
	工専用足場	面積1平方メートルにつき1月	400
	その他の工作物・物件及び施設		管理者が定める額

備考

- 1 年額をもつて定めたものについて占有期間が1年未満であるとき又は占有期間に1年未満の端数があるときの占有料の額は、月割り計算により算出する。
- 2 占有開始の日の属する月及び占有終了の日の属する月の占有料は、それぞれ1月分とする。ただし、占有期間が30日を超えないものについては、2月にまたがる場合でも1月分とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、占有期間が10日を超えない場合の占有料は、当該占有料の月額額の2分の1とする。
- 4 占有料が、平方メートルを単位として定められている場合においては、占有の面積で1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、メートルを単位として定められている場合においては、占有の長さで1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルにそれぞれ切り上げて占有料の額を算出するものとする。
- 5 算出して得た額が100円未満のときは100円とし、算出して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(向日市道路占有料徴収条例の経過措置)
- 2 改正後の向日市道路占有料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占有に係る占有料について適用する。ただし、占有期間が施行日前に始まり、同日を含む1年未満である占有に係る占有料については、なお従前の例による。
(向日市法定外公共物の管理に関する条例の経過措置)

3 改正後の向日市法定外公共物の管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が施行日前に始まり、同日を含む1年未満である使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(向日市公共下水道条例の経過措置)

4 改正後の向日市公共下水道条例の規定は、施行日以後の占有に係る占有料について適用する。ただし、占有期間が施行日前に始まり、同日を含む1年未満である占有に係る占有料については、なお従前の例による。